

悩んだときに！ 失敗する前に！

契約現場のリアルな声を基にしたQ&Aと解説で  
契約の本質をつかみ、**契約リテラシー**を上げる！



いちからわかる・使える

# 「契約」QA

～今さら聞けない現場のギモンを解決～

鳥山半六 著

四六判／232頁 定価：1,980円(本体1,800円+税10%)

自社の契約なのに、  
契約の基本的な  
ことがわからず、  
いつも取引先に  
任せてしまっている…

既存の  
ひな形に頼って  
契約してみたが、  
不利な契約と  
なってしまった…



法令用語や法律知識に頼らない、平易な言葉で基本的な契約の考え方を解説。  
**法務に明るくない契約業務担当者でも、契約の本質を掴むことができる！**



契約の本質を理解することで**受け身の契約から攻めの契約へ**、  
自社の取引に関する機会とリスクのコントロールができるようになる！



ひな型の活用方法やひな型を利用しても不利な契約内容にならないポイントを  
わかりやすく解説。**失敗しない契約書作成のノウハウや勘所を把握できる！**



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# Contents

## I 「契約の力」を高めるー「契約の目的」と「担当者の役割」

- Q1 日常業務で契約の力を高め、よい契約書を作るにはどうすればよいのですか？
- Q2 契約書審査（リーガルチェック）って、要するに、どういうことをするのですか？
- Q3 「いざというときに使える契約書」って、例えば、どういうものですか？

## II 契約リテラシーー直観力（ヒューリスティック）と規範的思考（リーガルシンキング）

- Q4 「契約リテラシー」って、何ですか？
- Q5 直観力を高めるにはどうすればよいのですか？
- Q6 施工現場で重大な品質トラブルが発生しましたが、原因がわかりません。「痛み分け」で折半するしかないのでしょうか？

## III 意識

- Q7 契約書？……あ、今日は持ってきていません。
- Q8 覚書の有効期間は何年ですか？
- Q9 契約書、合意書、覚書、念書、誓約書、どれが一番効力が強いのですか？
- Q10 この行為は違法ですか？
- Q11 損害賠償請求できますか？
- Q12 契約不適合責任の期間は、何年が一般的ですか？
- Q13 契約書のドラフトは、どちらが作るべきですか？
- Q14 新たに契約を締結することになりました。何か適当なひな型をメールで送ってください。
- Q15 契約書をメールしますのでみてください。
- Q16 「さすがにこれはマズイ」という箇所があれば、そこだけ指摘してください。それ以外のことは結構です」という依頼の仕方はおかしいですか？
- Q17 ここは、念のため、「協議の上」としておきたいのですが……。
- Q18 どこまでやれば「契約書のチェック完了」となるのですか？
- Q19 契約書で、「ここだけは絶対にチェックすべき」という項目があれば教えてください。
- Q20 契約交渉では、相手にどこまで修正を要求してよいのですか？
- Q21 契約書を作っていませんでした。今からバックデートして契約書を作ることは何か問題がありますか？
- Q22 裁判になりました。裁判で一番気をつけなければならないことは何ですか？
- Q23 契約違反もコンプライアンスに反しますか？

## IV 知識

- Q24 契約担当者に最低限必要な「知識」は、どのようにして習得すればよいのですか？
- Q25 契約書が民法に違反していないかどうか、みてください。
- Q26 印紙のない契約書も有効ですか？
- Q27 正式契約の前に覚書を取り交わすことにしました。有効ですか？
- Q28 口約束も契約ですか？
- Q29 ビジネスにおける「契約」って何ですか？
- Q30 契約の前に行ったセールストークやプレゼン、メールも契約の内容になるのですか？
- Q31 よくある契約トラブルの傾向と対策を教えてください。
- Q32 総務部から、取引基本契約書の締結率を100%にするよう言われました。注文書と請書で問題なく取引できているのに、本当にすべての客先と契約書を作らないといけないのですか？

## Q3 Question

「いざというときに使える契約書」って、例えば、どういうものですか？



ポイント、具体的な権利・義務で考えること、違反を想定すること、ペナルティをソリッド（厳密）に定めること、そして、時機を失しないことです。一例として、身近な「借借書」の例で考えてみましょう。

### 解説

#### 1 「自分事」として考える

契約担当者の方と打ち合わせをしていて、時々感じるのは、「自分事」として考えているのかなあ……ということ。そこで、自分事として考えるために、いま仮に、「自分が友人にお金を貸した、利息まではいらぬがそのお返しだけは必ず返してもらいたい」という場面を想定してみましょう。

#### 2 使える「借借書」とは？

皆さんも、本当にお金を返してもらいたいときは、おそらく

契約現場のリアルな声を集約したQ&Aだから、契約担当者が本当に知りたい疑問や悩みを解決できる！

- Q33 大手の取引先から、「このひな型以外の契約には一切応じられない」と言われました。応じるしかないのでしょうか？
- Q34 「ニセモノ」を掴まされました。「正規品」でないことは明らかなので裁判を起こすつもりです。勝てますか？
- Q35 買った土地に大量の石が埋まっており、基礎工事に想定外の費用がかかりました。地中に大量の石が埋まっていることは「瑕疵（契約不適合）」にあたりますか？
- Q36 長期使用による経年劣化や、買主の使用上の用法違反も「契約不適合」になるのですか？
- Q37 契約書に損害賠償の条項がありません。損害賠償請求できますか？
- Q38 損害賠償請求権を実効化するにはどうしたらいいのですか？
- Q39 契約書の本体とは別に作成した関係書類も証拠になりますか？
- Q40 こっそり録音しました。証拠になりますか？
- Q41 通知は内容証明で出さないといけませんか？
- Q42 これは「覚書」なので印紙はいりませんか？
- Q43 契約書の日付はどうすればいいですか？
- Q44 契約書に「残置した不動産は任意に処分できる」と書いてあります。処分してもいいですか？

## V 技能

- Q45 契約担当者に必要な「技能」を高めるにはどうしたらよいのですか？
- Q46 なぜそんなに用語や体裁にこだわる必要があるのですか？
- Q47 契約の条文について、読み・書きのコツのようなものがあれば教えてください。
- Q48 実務で見かける「ちょっと問題のある契約条項」としては、どんなものがありますか？
- Q49 契約書で押さえておきたい法令用語としては、どのようなものがありますか？
- Q50 実務で見かける「ちょっと恥ずかしい誤字・誤用例」としてはどんなものがありますか？

チェックリスト 「契約不適合」(商事売買)の主な確認事項

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

→ 第一法規

🔍 検索

CLICK!



キリトリ線

## 申込書 (第一法規刊)

### いちからわかる・使える「契約」Q&A ～今さら聞けない現場のギモンを解決～

●定価1,980円(本体1,800円+税10%) [コード078832]

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—	—
ご住所		
機関名	部署名	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私有
フリガナ	TEL	—
ご氏名	E-mail	@

お客様の個人情報の取扱いについて  
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihoeki.co.jp/support/contact/contact.php) からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印